明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（六九）　二

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一二五）　三

〔告　示〕
○保険業法第二百九条の規定による届出に関する件（金融庁三六）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二三一、二三五）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同二三二、二三四）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（同二三三）　五
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三〇）　五
○行政執行法人の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委一）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一五一七～一五二七）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五二八～一五三一）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七九四～七九六）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一六六、一六七）　六

〔国会事項〕
内閣　内閣府　宮内庁　七

〔人事異動〕
内閣　内閣府　宮内庁　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
信託兼営金融機関営業保証金取戻し、適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（法律第六九号）

（経済産業省）

1　題名の改正

題名を「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」から「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改めることとした。

2　目的の改正

この法律の目的を、国際的に協力してオゾン層の保護を図るにあたり、気候に及ぼす潜在的な影響にも配慮するものとすることとした。（第一条関係）

3　定義の改正

㈠　この法律において「特定物質等」とは、特定物質及び特定物質代替物質（特定物質に代替する物質であって地球温暖化に深刻な影響をもたらすものとして政令で定めるものをいう。）をいうこととした。

㈡　この法律における特定物質代替物質の種類は、政令で定めることとした。

㈢　この法律における特定物質代替物質の数量は、特定物質代替物質の量に政令で定める地球温暖化係数を乗じたものとすることとした。（第二条関係）

4　基本的事項等の公表の改正

経済産業大臣及び環境大臣は、議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定物質代替物質の種類ごとの生産量及び消費量の基準限度を定めて公表することとした。（第三条関係）

5　特定物質代替物質の製造等の規制に関する改正

㈠　特定物質代替物質を製造しようとする者は、製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととした。（第四条関係）

㈡　特定物質代替物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二四年法律第二二八号）第五二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとすることとした。（第六条関係）

㈢　その他特定物質代替物質の輸出に関する届出の義務など、製造又は輸出等に関する所要の規定を整備することとした。

6　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年一〇月一五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。